

第四六〇〇〇二六二号

# 認定証

新潟県三条市西本成寺二丁目七番八号

ティスコム株式会社

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第三条各号に掲げる者のいずれにも

該当せず、警備業の要件を備えて

いることを認定する。

有効期間 令和三年六月一三日から  
令和八年六月一二日まで

新潟県公安委員会

